

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

指定管理者制度申請書類（納税証明書等）の取り扱いについて

- 新型コロナウイルスの影響により国税や地方税で「納税猶予の特例」又は「徴収猶予の特例」を受けている場合、その特例の適用を受けた未納額については、指定管理者の応募資格にある「国税及び都道府県税を滞納しているもの」、「浜田市税を滞納しているもの」における滞納金額に含めません。
- 上記の特例を受けていて納税証明書等の提出が困難な場合には、次の書類を提出してください（注1）。

- ・ 該当税目の納税証明書（未納額の記載があるもの）
- ・ 該当税目について納税猶予の特例又は徴収猶予の特例の適用を受けたことを証する書類（※）

（※）課税庁の発行する「納税（徴収）の猶予決定通知書（該当税目の記載があるもの）」の写し等

（注1）課税庁が発行する納税証明書等に、「納税（徴収）猶予の特例に関するただし書き」等の記載がある場合、納税（徴収）の猶予決定通知書は不要です。

（表）指定管理者制度申請書類（納税証明書）について

課税庁	特例適用がない場合	特例適用がある場合
税務署	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3の3）	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3の3）及び 未納税額について、納税猶予の特例を受けていることが分かる書類（納税の猶予決定通知書）
都道府県税事務所	都道府県税に未納がないことの証明書	課税される県税全ての納税証明書及び 未納額について、徴収猶予の特例を受けていることが分かる書類（徴収の猶予決定通知書） 又は都道府県税に未納がないことの証明書（特例適用のただし書等がある場合）
市区町村（※）	市区町村税に未納がないことの証明書	課税される市税全ての納税証明書及び 未納額について徴収猶予の特例を受けていることが分かる書類（徴収の猶予決定通知書） 又は市区町村税に未納がないことの証明書（特例適用のただし書等がある場合）

※ 浜田市税については、同意書に基づき、担当課で納税状況を確認しますので、市税に未納がないことの証明書等の提出は不要です。

(表) コロナ感染症の影響による納税（徴収）猶予の特例

	国 税	地 方 税
制度	納税猶予の特例	徴収猶予の特例
根拠法令	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項	地方税法附則第59条第1項
特例内容	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、 <u>1年間、国税の納付を猶予</u> することができます。担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、 <u>1年間、地方税の徴収の猶予</u> を受けることができるようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
適用要件	以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象 ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が <u>前年同期に比べて概ね20%以上減少</u> していること。 ② 一時に納税を行うことが困難であること。 （注）「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。	以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象 ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が <u>前年同期に比べて概ね20%以上減少</u> していること。 ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。 （注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応
対象税目	令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する <u>所得税、法人税、消費税等</u> ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）	令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する <u>個人住民税、地方法人二税、固定資産税</u> などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）
申請手続	令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要	令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要

出典) 総務省リーフレット https://www.soumu.go.jp/main_content/000686229.pdf

国税庁リーフレット https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf